

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年7月17日（令和7年（行情）諮問第814号）

答申日：令和8年9月30日（令和8年度（行情）答申第616号）

事件名：「保存期間を1年未満とする行政文書の廃棄の記録」に該当する文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる67文書（以下、順に「文書1」ないし「文書67」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年4月11日付け防官文第9267号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）ないし（4）（略）

（5）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（6）及び（7）（略）

（8）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和7年4月11日付け防官文第9267号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、本件対象文書に不開示部分はない。
- (2) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和7年7月17日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 令和8年7月17日 | 審議 |
| ④ | 同年9月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 防衛省行政文書管理規則（平成23年4月1日防衛省訓令第15号。以下「本件規則」という。）25条3項において、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等のうち、本件規則17条7項各号に掲げる類型に該当しないものを、保存期間の満了により廃棄しようとする場合、文書管理者は、総括文書管理者（大臣官房長）があらかじめ定めた一定の期間の中で、どのような種類の行政文書ファイル等をいつ廃棄したのかを記録し、当該期間終了後速やかに総括文書管理者（大臣官房長）に報告する旨規定されている。

本件開示請求は、開示請求書裏面（略）の記載も踏まえると、本件規則25条3項の規定に基づき廃棄した行政文書の種類の記録の開示

を求めるものであると解した。

イ 防衛省では、これまでに、本件規則 25 条 3 項の規定に基づく廃棄をしたことはないが、本件規則に定められた上記アの報告以外に、例年、防衛省行政文書管理細則（通達）（令和 4 年 3 月 30 日付け防官文第 6147 号。以下「本件通達」という。）第 1 章第 7 第 3 項に規定する行政文書管理推進月間において、本件規則 25 条 3 項の規定に基づく廃棄がなかった場合であってもその旨を報告する取組を行っているため、上記取組の報告として、防衛省の各部局等から総括文書管理者（大臣官房長）宛てになされた報告を取りまとめている大臣官房文書課に提出された報告を本件対象文書として特定した。

ウ 行政文書管理推進月間は、毎年度 6 月、9 月、12 月及び 3 月と規定されており、文書 1 ないし文書 22 は 6 月期、文書 23 ないし文書 44 は 9 月期、文書 45 ないし文書 67 は 12 月期の分として報告されたものである。開示請求時点（令和 7 年 2 月）では、3 月の行政文書管理推進月間における取組等に関する通達は発簡されておらず、3 月期の報告は作成されていなかった。

エ 大臣官房企画評価課及び防衛大学校における 6 月期、大臣官房訟務管理官における 9 月期、防衛医科大学校における 9 月期及び 12 月期並びに大臣官房秘書課、大臣官房広報課、大臣官房会計課及び整備計画局における 3 期分の報告については、開示請求時点で文書による報告がなされておらず、当該文書は保有していなかった。なお、いずれの部署等においても、本件規則 25 条 3 項の規定に基づく廃棄がないことは確認済みである。

オ 本件審査請求を受け、再度、大臣官房文書課において、書庫、倉庫及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

（2）これを検討するに、当審査会において、諮問書に添付された開示実施文書並びに諮問庁から提示を受けた本件規則、本件通達及び処分庁が特定した文書（開示実施文書を除く。）の各写しを確認した結果を踏まえると、本件対象文書は、開示請求の時点でなされていた行政文書管理推進月間の取組に係る報告（令和 6 年 6 月期、9 月期及び 12 月期の分）を特定したものであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書を保有していない旨の上記（1）イないしエ及び上記第 3 の 2（2）の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

さらに、上記（1）オの探索の範囲等についても、特段の問題があるものとは認められない。

したがって、本件請求文書に該当する行政文書として、本件対象文書

の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張のうち、上記第2の2（5）の点は、原処分が全部開示決定であることに照らして失当であり、他の点も、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

「保存期間を1年未満とする行政文書の廃棄の記録」に該当するもの全て。
(令和6年度分) (請求趣旨) 防衛省HPには掲載されていませんが、廃棄
は行われていると思われますので請求する次第です。【裏面(略)をご参照
下さい】

2 本件対象文書

(なお、開示決定通知書に記載された「開示する行政文書の名称」のうち、
諮問書に添付された開示実施文書及び諮問庁から提示を受けた特定された文
書(開示実施文書を除く。)の各写しと対比して明白な誤記と認められる点
については、当審査会において修正した。)

文書1 保存期間1年未満の行政文書の廃棄の記録について(報告)(防
官文第16750号。令和6年7月18日)

文書2 保存期間1年未満の行政文書の廃棄の報告について(回答)(防
官監第16717号。令和6年7月18日)

文書3 保存期間1年未満の行政文書の廃棄の記録の報告について(報告)
(防官訟第16904号。令和6年7月19日)

文書4 保存期間1年未満の行政文書の廃棄の記録の報告について(報告)
(防防防第18032号。令和6年8月2日)

文書5 保存期間1年未満の行政文書の廃棄の記録について(報告)(事
務連絡 令和6年8月1日)

文書6 保存期間1年未満の行政文書の廃棄の記録について(報告)(防
地総第17101号。令和6年7月24日)

文書7 保存期間1年未満の行政文書の廃棄の記録について(報告)(防
医総総第659号。令和6年7月19日)

文書8 行政文書管理推進月間における取組等について(報告)(防研総
第674号。令和6年7月25日)

文書9 保存期間1年未満の行政文書の廃棄の記録について(報告)(統
幕総第1002号。令和6年7月17日)

文書10 保存期間を1年未満とする行政文書の廃棄の記録について(報
告)(陸幕総第1202号。令和6年7月24日)

文書11 保存期間1年未満の行政文書の廃棄の記録について(報告)
(海幕総第1033号。令和6年7月25日)

文書12 行政文書管理推進月間における取組等について(報告)(空幕
総第1080号。令和6年7月26日)

- 文書 1 3 行政文書管理推進月間における取組み等について（報告）（情
本総第 1 2 4 8 号。令和 6 年 7 月 2 2 日）
- 文書 1 4 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）
（防監第 2 4 8 号。令和 6 年 7 月 1 0 日）
- 文書 1 5 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）
（北防総第 3 7 4 5 号。令和 6 年 7 月 2 5 日）
- 文書 1 6 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）
（東防総第 3 1 7 2 号。令和 6 年 7 月 1 2 日）
- 文書 1 7 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）
（関防総総第 7 9 2 5 号。令和 6 年 7 月 1 7 日）
- 文書 1 8 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録の報告について（南
防総総第 6 2 2 1 号。令和 6 年 7 月 2 3 日）
- 文書 1 9 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）
（近防総総第 4 5 4 6 号。令和 6 年 7 月 1 0 日）
- 文書 2 0 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）
（中防総総第 4 1 7 2 号。令和 6 年 7 月 1 7 日）
- 文書 2 1 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（九防総総
第 6 9 4 8 号。令和 6 年 7 月 3 1 日）
- 文書 2 2 行政文書管理推進月間における取組等について（報告）（沖防
第 4 4 9 3 号。令和 6 年 7 月 2 4 日）
- 文書 2 3 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）
（防官文第 2 3 4 4 5 号。令和 6 年 1 0 月 1 6 日）
- 文書 2 4 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録の報告について（報
告）（防官企第 2 3 4 1 2 号。令和 6 年 1 0 月 1 6 日）
- 文書 2 5 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の報告について（回答）
（防官監第 2 3 4 1 4 号。令和 6 年 1 0 月 1 6 日）
- 文書 2 6 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）
（防防防第 2 3 3 4 9 号。令和 6 年 1 0 月 1 5 日）
- 文書 2 7 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）
（事務連絡 令和 6 年 1 0 月 2 1 日）
- 文書 2 8 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）
（防地総第 2 3 5 8 5 号。令和 6 年 1 0 月 1 7 日）
- 文書 2 9 行政文書管理推進月間における取組等について（報告）（防大
総第 1 7 3 3 号。令和 6 年 1 0 月 2 2 日）
- 文書 3 0 行政文書管理推進月間における取組等について（報告）（防研
総第 9 1 9 号。令和 6 年 1 0 月 2 4 日）
- 文書 3 1 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）
（統幕総第 1 5 2 6 号。令和 6 年 1 0 月 1 5 日）

- 文書 3 2 保存期間を 1 年未満とする行政文書の廃棄の記録について（報告）（陸幕総第 1 7 6 7 号。令和 6 年 1 0 月 2 3 日）
- 文書 3 3 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）（海幕総第 1 4 4 7 号。令和 6 年 1 0 月 2 1 日）
- 文書 3 4 行政文書管理推進月間における取組等について（報告）（空幕総第 1 7 6 8 号。令和 6 年 1 0 月 2 5 日）
- 文書 3 5 行政文書管理推進月間における取組み等について（報告）（情本総第 1 6 8 6 号。令和 6 年 1 0 月 1 7 日）
- 文書 3 6 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）（防監第 3 2 5 号。令和 6 年 1 0 月 3 日）
- 文書 3 7 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）（北防総第 4 7 3 8 号。令和 6 年 1 0 月 2 5 日）
- 文書 3 8 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）（東防総第 4 1 5 1 号。令和 6 年 1 0 月 1 0 日）
- 文書 3 9 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）（関防総総第 1 0 3 2 1 号。令和 6 年 1 0 月 1 5 日）
- 文書 4 0 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録の報告について（南防総総第 8 1 1 3 号。令和 6 年 1 0 月 1 6 日）
- 文書 4 1 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）（近防総総第 6 3 2 6 号。令和 6 年 1 0 月 1 1 日）
- 文書 4 2 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）（中防総総第 5 3 6 1 号。令和 6 年 1 0 月 1 5 日）
- 文書 4 3 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（九防総総第 8 4 7 2 号。令和 6 年 1 0 月 2 2 日）
- 文書 4 4 行政文書管理推進月間における取組等について（報告）（沖防第 6 2 1 0 号。令和 6 年 1 0 月 2 4 日）
- 文書 4 5 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）（防官文第 7 5 5 号。令和 7 年 1 月 1 7 日）
- 文書 4 6 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録の報告について（報告）（防官企第 7 7 4 号。令和 7 年 1 月 1 7 日）
- 文書 4 7 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（回答）（防官監第 2 5 3 号。令和 7 年 1 月 9 日）
- 文書 4 8 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録の報告について（報告）（防官訟第 7 6 6 号。令和 7 年 1 月 1 7 日）
- 文書 4 9 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）（防防防第 3 2 0 号。令和 7 年 1 月 1 0 日）
- 文書 5 0 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）（事務連絡 令和 7 年 2 月 4 日）

- 文書 5 1 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）
（防地総第 3 3 4 号。令和 7 年 1 月 1 4 日）
- 文書 5 2 行政文書管理推進月間における取組等について（報告）（防大
総第 1 3 1 号。令和 7 年 2 月 3 日）
- 文書 5 3 行政文書管理推進月間における取組等について（報告）（防研
総第 6 1 号。令和 7 年 1 月 1 7 日）
- 文書 5 4 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）
（統幕総第 6 1 号。令和 7 年 1 月 2 3 日）
- 文書 5 5 保存期間を 1 年未満とする行政文書の廃棄の記録について（報
告）（陸幕総第 7 9 号。令和 7 年 1 月 2 2 日）
- 文書 5 6 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）
（海幕総第 5 4 号。令和 7 年 1 月 2 1 日）
- 文書 5 7 行政文書管理推進月間における取組等について（報告）（空幕
総第 9 3 号。令和 7 年 1 月 2 4 日）
- 文書 5 8 行政文書管理推進月間における取組等について（報告）（情本
総第 8 3 号。令和 7 年 1 月 2 1 日）
- 文書 5 9 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）
（防監第 1 8 号。令和 7 年 1 月 2 2 日）
- 文書 6 0 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）
（北防総第 2 5 1 号。令和 7 年 1 月 2 3 日）
- 文書 6 1 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）
（東防総第 1 4 4 号。令和 7 年 1 月 1 6 日）
- 文書 6 2 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）
（関防総総第 2 8 1 号。令和 7 年 1 月 1 5 日）
- 文書 6 3 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録の報告について（南
防総総第 3 0 1 号。令和 7 年 1 月 1 7 日）
- 文書 6 4 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）
（近防総総第 1 4 5 号。令和 7 年 1 月 9 日）
- 文書 6 5 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（報告）
（中防総総第 1 5 9 号。令和 7 年 1 月 1 5 日）
- 文書 6 6 保存期間 1 年未満の行政文書の廃棄の記録について（九防総総
第 3 3 9 号。令和 7 年 1 月 2 0 日）
- 文書 6 7 行政文書管理推進月間における取組等について（報告）（沖防
第 2 8 4 号。令和 7 年 1 月 1 7 日）